

迷惑行為により診療が不可能となる場合について (警察へ通報することがあります)

当院では、患者さん並びに病院職員の安全を守り、また、業務を円滑に行うため、次のような迷惑行為を認めた場合には、診療不可能と判断する場合があります。

なお、私たちは今後も引き続きみなさまに適切最善な医療を提供する為に努力いたします。

1. 他の患者や病院職員にセクハラや暴力を振るった場合、もしくはそのおそれが強い場合
2. 大声、暴言または脅迫的な言動により、他の患者に迷惑を及ぼし、あるいは病院職員の業務を妨げた場合
3. 解決し難い要求を繰り返し行い、病院職員の業務を妨げた場合
4. 機器備品・建物設備を故意に破損した場合
5. 受診に必要でない危険な物を院内に持ち込んだ場合